

県立学校における第三者評価について

平成20年2月7日
高等学校課

1 目的

(1) 学校評価の目的

- ①各学校による、教育活動その他の学校運営に対する、組織的・継続的な改善
- ②各学校による、信頼される開かれた学校づくり
- ③設置者等による、一定水準の教育の質の保証とその向上

(2) 第三者評価の目的

- ①自己評価・外部評価（学校関係者評価）の検証
- ②学校や設置者による学校運営の改善の促進

(3) 第三者評価の手法

当該学校に直接関わりを持たない専門家等が行う専門的・客観的な評価

2 経過

年 度	国の動向	鳥取県の動向
14年度	小学校設置基準等の改正・施行 自己評価の実施・公表の努力義務化 情報提供の義務化	学校評価の在り方に関する調査研究の実施（～16年度）
16年度		学校評価推進のためのハンドブックの作成
17年度	中央教育審議会答申 自己評価の実施・公表の義務化 外部評価の充実 第三者機関による全国的な外部評価（第三者評価）の検討	
18年度	学校評価ガイドラインの策定	鳥取県立学校管理規則改正・施行 学校評価実施要領を策定 自己評価の実施・公表の義務化
19年度	学校評価ガイドラインの改訂	学校評価実施要領を改訂 外部評価の実施・公表の義務化 教育審議会学校運営分科会で第三者評価の導入について検討
20年度	学校教育法施行規則改正・施行 自己評価の実施・公表の義務化 学校関係者評価（外部評価）の実施・公表の努力義務化	第三者評価 試行 第三者評価検討委員会設置

3 今後の対応

平成20年4月	第三者評価検討委員会設置
平成20～21年度	第三者評価 試行 (試行実施校 3校：高等学校2校、特別支援学校1校)
平成22年度	第三者評価 全校実施

4 教育審議会学校運営部会における検討概要

- (1) 本県における学校評価の分類(資料1のP2)
自己評価、外部評価(学校関係者評価)、第三者評価
- (2) 本県における第三者評価の目指す方向(資料1のP3、資料2のP1)
「自律改善型」を基本としつつ、「設置者点検型」及び「市場原理型」の長所も有機的に統合
 - ・自律改善型の長所・・・学校の主体的な取組、更なる自己改善の取組を促進する
 - ・設置者点検型の長所・・・設置者である教育委員会による学校管理の視点で点検、評価を行い、学校に直接改善を指示できる
 - ・市場原理型の長所・・・学校間の競争により学校の特色づくりが促進される
- (3) 第三者評価の実施体制(資料3のP1、P2、P5)
評価委員会(8名程度)、評価チーム(4チーム各3名程度)、評価事務局で構成する評価機関を組織
- (4) 評価の方法(資料3のP2)
自己評価・外部評価結果、学校訪問による視察、学校長等との協議等により、3年に一度評価を実施
- (5) 評価書の作成(資料3のP2、P3)
評価結果をまとめ、「評価書」を学校及び教育委員会に交付並びに公表

第三者評価の基本的な考え方(案)

鳥取県教育委員会

1 学校評価の考え方

(1) 学校評価とは

学校評価とは、各学校が、教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を整理して取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善することを目的とした取組である。

具体的には、各学校において、目指す学校像（ミッション）や前年度の評価結果に基づいた目標、その目標達成に向けた具体的方策と目標達成の指標等を含む学校経営計画（PLAN）を策定して、教職員が共通理解のもとに実践（DO）を行う。そして、生徒や保護者等の意見を参考にしながら各目標の達成状況を自己評価（CHECK）し、その評価結果に基づいて学校経営計画の改善（ACTION）を図る。

さらに、その自己評価活動の信頼性と客観性を高めるため、学校は主体的に地域等の代表者による評価組織を設けて外部評価を実施するとともに、教育委員会においては、必要に応じて専門家による第三者評価を実施するものである。

校長は、自己評価及び外部評価の結果に基づき学校経営や教育活動の改善を図るとともに、当該年度の目標や評価結果及び次年度に向けた改善策を公表することとしている。

(2) 文部科学省による学校評価の分類

文部科学省は、学校評価を評価の主体により、次のように分類している。

ア 自己評価

校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について評価を行う。

イ 学校関係者評価（外部評価）

保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価を行う。

ウ 第三者評価

当該学校に直接かかわりを持たない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価（外部評価）結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行う。

(3) 本県における学校評価の分類

本県では、学校自己評価及び外部評価を行ってきていることから、文部科学省の分類を参考として、さらに第三者評価を位置付け、次のような学校評価システムを構築することとする。

ア 自己評価（学校が主体となった評価）

学校（教育活動を行う主体）が、自ら設定した中・短期的経営目標の達成状況について教職員自身で評価することと位置付ける。その際、必要に応じてアンケート等により、生徒や保護者から意見を聴取し、参考にする。

イ 外部評価（学校関係者による評価）

自己評価活動の信頼性や客観性を高めるため、学校評議員や保護者などの教職員以外の者で構成する組織を設置し、授業をはじめとする学校の教育活動等

の取組について評価することと位置付ける。

ウ 第三者評価（専門家による評価）

学校を設置する教育委員会が、それぞれの学校の状況を把握し、適切な支援や実効ある施策の実施等を図るため、評価を専門とする組織（教育活動を行う主体から独立した組織）を設置し、一定の基準によって学校の取組状況を評価することと位置付ける。

	自己評価	外部評価 (学校関係者評価)	第三者評価
目的	○学校の現状と課題の把握 ○今後の学校運営の改善に活用	○自己評価の信頼性・客観性の向上 ○学校経営に対する保護者・地域住民等の意向の反映	○自己評価・外部評価の検証 ○学校や設置者による学校運営の改善の促進 ○教育内容や学校運営の質の向上
評価主体	校長・教職員で構成する学校評価組織 (学校評価委員会)	校長が学校評議員・保護者・地域住民等から委嘱した委員による外部評価組織 (外部評価委員会)	県教育委員会が専門的な知識を有する者から委嘱した委員による第三者評価機関 (第三者評価委員会)
手法	学校自らが設定した目標の達成状況等について、教職員自身が評価を行う (学校評価の基本)	保護者等の当該学校の教職員以外の者で構成された委員会等が、自己評価結果を踏まえて評価を行う	当該学校に関わりを持たない専門家等が、学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行う
評価項目 評価指標 評価基準	各学校が設定する	評価結果の活用目的に合わせて学校が設定する	第三者評価委員会が策定する
必要性	○教職員自身が学校運営の状況を把握できる ○設置者等と連携協力しながらその改善に主体的に取り組むことができる	○自己評価だけでは、同質的な視野に限られたり、中立的に自らの取組を評価しにくい面がある ○教職員とは異なる立場からの見方や意見を取り入れることができる ○学校と家庭・地域との情報共有により、相互理解や連携協力を深める良い機会となる	○保護者や地域住民による評価だけでは、学習指導やマネジメント等について教職員を上回る専門性を期待しにくい ○客観的な立場からの新たな気づきを学校にもたらす良い機会となる ○設置者等の取組に対する評価ともなり、結果に基づく支援や改善を促す

2 本県の第三者評価の基本的な考え方

(1) 第三者評価の目指す方向

第三者評価は、学校の教育力の向上を目指すものであるが、その目的や目指す方向に応じて3つのタイプが考えられる。

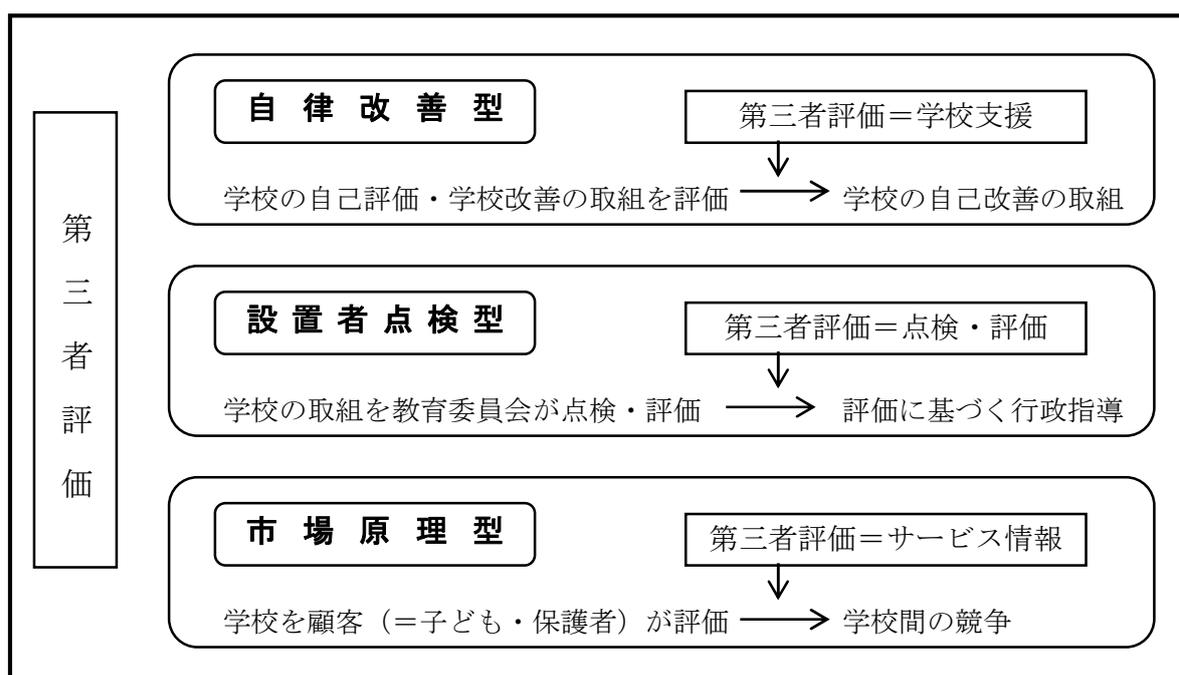
第1は、「自律改善型」というべきタイプである。これは、第三者機関が学校の自己評価・学校改善の取組について評価することにより、学校の更なる自己改善の取組を促進するものである。第三者評価は、学校の自律性、質的な向上を支援することに連動することとなる。

第2は、「設置者点検型」というべきタイプである。これは、設置者である教育委員会が学校の取組、管理運営状況等について点検、評価を行い、その評価結果に基づき、設置者による行政指導により、学校の教育活動、管理運営等の改善を指示するものである。この場合、第三者評価は学校に対する点検・評価という設置者による学校管理の視点でとらえられる。

第3は、「市場原理型」というべきタイプである。これは、競争原理のはたらく市場機構になぞらえたもので、教育を受ける側である児童生徒・保護者（顧客）が学校の実績を評価するもので、児童生徒・保護者（顧客）に学校を選択させれば、学校間の競争により自ずと学校の質が向上するというものである。第三者評価の内容は、児童生徒・保護者（顧客）が学校を選択する際のサービス情報等の役割を果たすこととなる。

本県の第三者評価の目的は、学校の教育力向上、取組の改善に向けて実施されている「学校自己評価システム」を補完するとともに、教育委員会が各学校の状況を把握し、適切な支援や実効ある施策の実施等を図ることにある。さらに、上記の三者がそれぞれ指向するところの有効、有益な部分については積極的に取り込むことにより、より多角的な視点での第三者評価が可能になるものである。

これらのことから、本県の第三者評価の目指す方向は、自律改善型を基本としつつ、設置者点検型及び市場原理型の長所も有機的に総合していくこととする。



(2) 第三者評価の目的

ア 第三者評価は、学校の教育力を高め、地域に信頼される魅力ある県立学校づくりを推進することも目標としている。各学校の設定する目指す学校像（ミッション）、重点目標及びその実現に向けた組織体制、取組、達成状況や教育活動の運営管理、学校自己評価及び外部評価による取組改善等の状況に関し「県立学校評価委員会（仮称）」（以下「評価委員会」という。）が評価を行う。その意味で第三者評価は、「学校評価システム」を補完する役割を果たすものである。

イ 評価委員会による評価結果を踏まえ、県教育委員会が各学校の状況を把握し、学校運営に関し指導・助言に当たるとともに、必要に応じ、適切な支援や実効ある施策の実施等を図る。

(3) 第三者評価結果の活用の在り方

評価委員会が各学校の重点目標の達成状況や課題解決への取組状況等に関して行った評価結果は、設置者である県教育委員会に報告され、県教育委員会は、その適切な活用を図ることが必要である。即ち、学校運営及び教育活動の改善に向けた指導・助言や必要に応じて適切な支援等の措置を行うことが求められる。必要な支援の形態としては、財政面、人事面、指導面、広報等の支援が挙げられる。支援対象を整理・分類し、以下にその例を掲げる。

- ・ 学習指導の充実に向けた支援
- ・ 生徒指導の充実に向けた支援
- ・ 進路指導の充実に向けた支援
- ・ 特別活動等の充実に向けた支援
- ・ 開かれた学校づくりの推進に向けた支援
- ・ 特色ある学校づくりの推進に向けた支援
- ・ 専門学科の充実に向けた支援
- ・ 特別支援学校の充実に向けた支援

また、支援すべき分野や内容が県の施策・事業の趣旨に合致すれば、優先的に当該事業を適用することも有効である。さらに、支援が対象校に特化するほかに、優れた実践例等を公開・広報することにより全学校が情報を共有することも、広報面での支援策になりうる。

なお、評価委員会及び県教育委員会は、講じた支援策について、当該学校からその成果等の報告を受けるものとする。

3 第三者評価の実施

(1) 第三者評価の実施体制

第三者評価を行うため、評価委員会を設置する。評価委員会は、有識者8名程度の評価委員から構成されるものとする。また、評価委員会の運営全般にあたる事務局を県教育委員会内に置き、事務担当者を配するものとする。

評価委員3名程度と事務担当者で一つの評価者チームを組織し、4チーム程度で第三者評価を実施するものとする。評価委員については、学校教育に関わったことがない人や学校関係者でない人を充てることが、第三者の視点を一層活用す

る点で有効と考えられる。

(2) 第三者評価の方法

第三者評価は、評価委員会が、各学校から提出される学校自己評価表や重点目標等に係る報告書、学校訪問による視察や協議等に基づき評価を行うものである。

ア 評価対象校

第三者評価は、毎年度、全県立学校を対象に行う。全県立学校を8校程度ずつ4グループに区分し、1つの評価者チームがそれぞれ1グループ3校程度を評価するものとする。ただし、評価委員が各学校への訪問を行う第三者評価は、3年に一度程度とする。これは、各学校の設定する中期的な目標への取組状況と成果が明確になると考えられる3年間程度の期間をおく方が、評価委員による評価として適当であると判断したことによるものである。

県立学校のグループ区分については、校種、学科、重点事項、地域性等を考慮し、様々なタイプの学校が含まれるように行うものとする。

イ 学校訪問

各学校の重点目標の達成状況や課題解決への取組状況等に関して評価を行うには、各学校のありのままの状況を視察、把握することが不可欠である。

各評価チームは、担当する8校程度のうち、3校程度を評価委員による学校訪問の対象校とし、3年間で全校が評価委員による学校訪問を受ける。

学校訪問は、年に2回程度実施するものとし、その内容として、管理職との協議、教職員や保護者・生徒との話し合い、授業等の視察等の実施がある。その際、各学校で開かれる外部評価委員会の場を活用することも考えられる。学校訪問にあたっては、事前に評価者チーム内において、対象校に関する情報の収集・整理と共有化を十分に図る必要がある。

評価委員による学校訪問を行わない学校については、事務局が学校訪問を行い、その結果を評価委員に報告するものとする。

ウ 評価書の作成

各評価者チームは対象の学校について、学校自己評価表をはじめ学校訪問で把握した情報、諸状況や学校から提出された文書等に基づき評価案を作成し、評価委員会で評価を決定する。評価は、評価書をもって県教育委員会及び対象の学校に交付するものとする。

(3) 第三者評価の内容

自己評価においては、各学校が目指す学校像（ミッション）に基づいた重点目標を設定し、その実現に向けた方策や評価指標を立て、取組の進捗や成果を自らが評価する。第三者評価は、各学校の自己評価のプロセスや課題解決に向けた取組の妥当性、的確性について評価を行うものである。

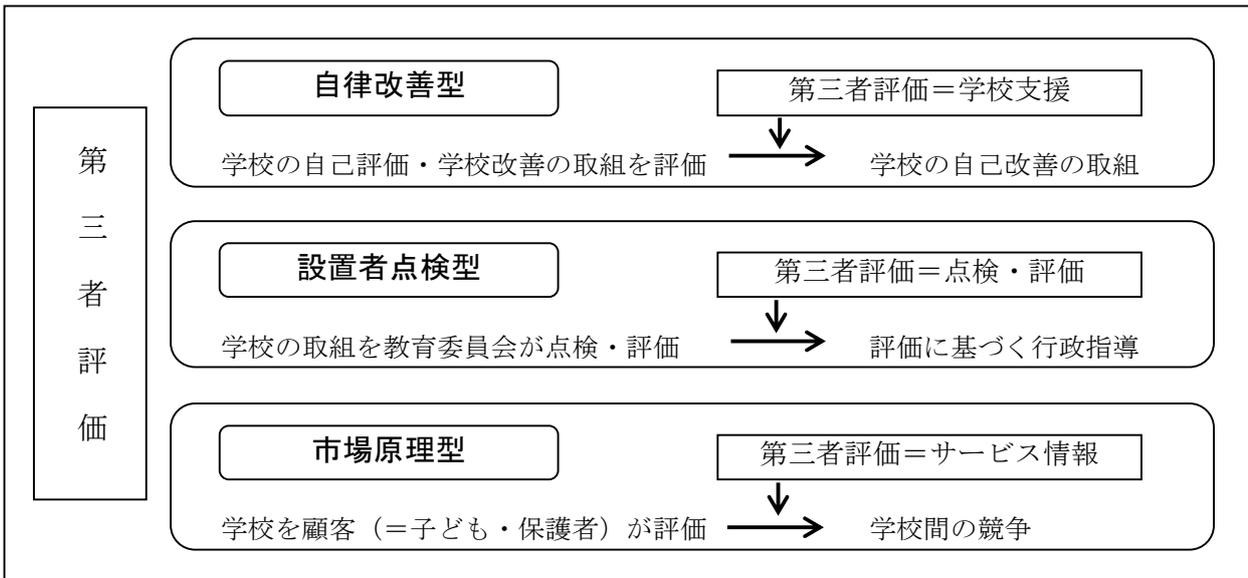
評価内容としては、「学校における教育の状況」、「学校の管理運営の状況」、「保護者、地域住民との連携の状況」などの分野が考えられ、その中で、「学校が提供する教育の水準」、「児童生徒が達成した教育の水準」、「学校の組織運営等の状況」、「学校評価・情報公開の状況」、「児童生徒、保護者の意見・要望等の状況」、「保護者、地域住民等との連携協力の状況」等の項目が設定できる。

また、評価の観点としては、課題解決に向けたものとなっているか、重点化が図られているか、取組の状況は適切かつ効果的かなどが相応しいと考えられる。

第三者評価の3つのタイプにおけるメリット・デメリット

型	内容	メリット	デメリット
自律改善型	第三者機関が学校の自己評価・学校改善の取組について評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校の主体的な取組、更なる自己改善の取組を促進する 教員の改善意欲を高めやすい 第三者評価は、学校の自律性、質的な向上を支援することに連動する 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の意欲がなければ、改善がすすまない 成果が上がりにくい部分は後回しになりがちになる
設置者点検型	学校の取組を設置者である教育委員会が点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> 設置者による行政指導により学校の教育活動、管理運営等が改善される 第三者評価を設置者による学校管理の視点でとらえる 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が受身になりがちで、自主的な改善がすすみにくい 点検・評価が不十分な部分に焦点があたりがちになる
市場原理型	学校を顧客(=子ども・保護者)が評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校間の競争により学校の特色づくりが促進され、学校教育の質が向上する 第三者評価の内容は、顧客が学校を選択する際のサービス情報となる 	<ul style="list-style-type: none"> 評価者の視点が自己の利害中心になりがち 多様な顧客のニーズにすべて応えることは困難 結果の評価が中心となり、過程(プロセス)の評価がなされにくい

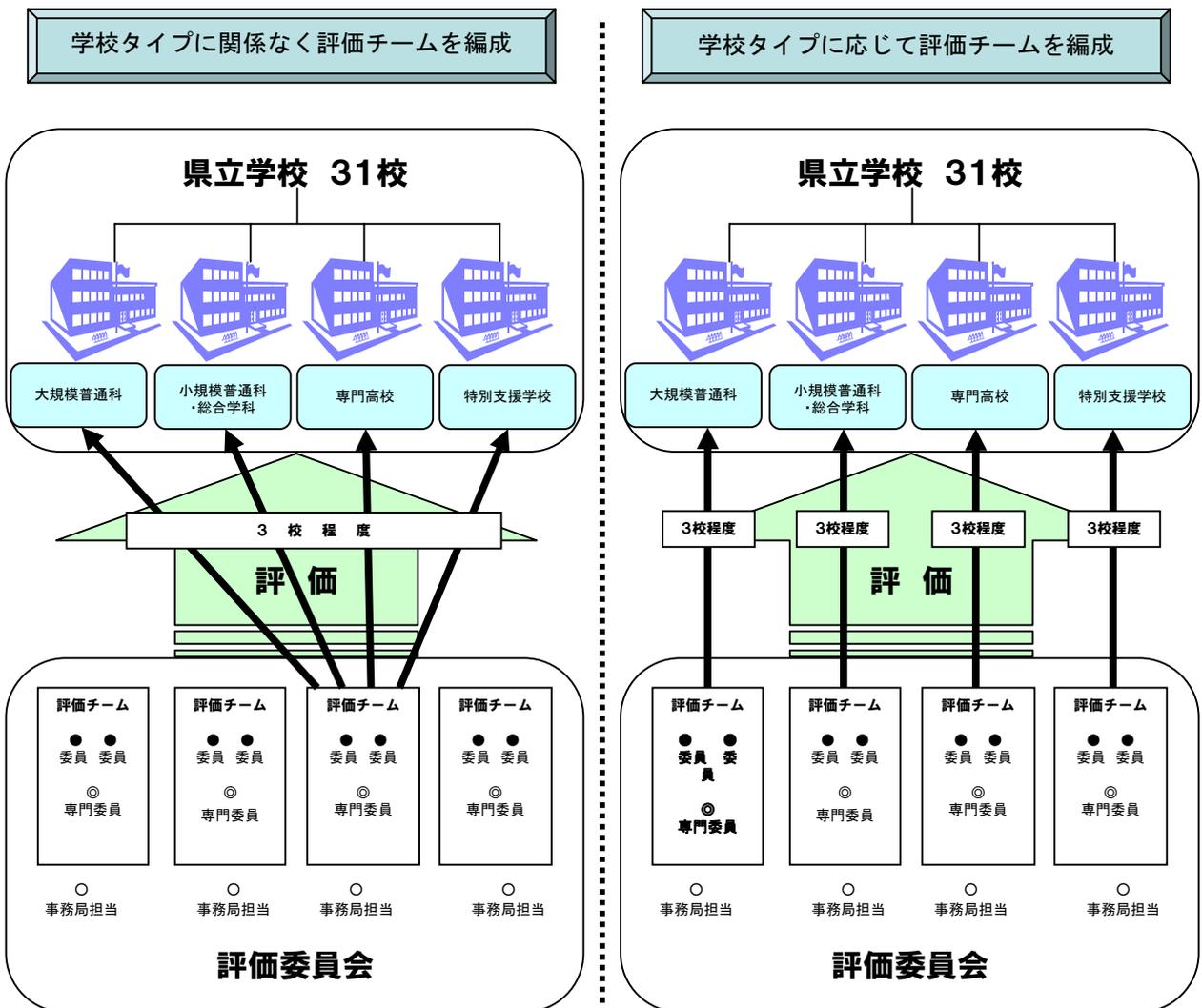
第三者評価の3つのタイプ



評価チームの2つの編成方法におけるメリット・デメリット

学校のタイプ	評価チームの編成	メリット	デメリット
・大規模普通科 ・小規模普通科 総合学科 ・専門高校 ・特別支援学校	学校タイプに関係なく評価チームを編成 (すべてのタイプの学校から2校ずつ程度)	・学校のタイプが異なっても、統一した評価項目・評価基準で判断できる	・学校のタイプによりミッションが大きく異なるため、異なるタイプの学校間では評価項目・評価基準が大きく異なる ・どのタイプの学校も評価できる専門性を持った評価者の選定が難しい
	学校タイプに応じて評価チームを編成 (各タイプの学校をまとめて)	・同じタイプの学校を同一の評価者が評価するため、グループ内学校間の比較が容易である ・評価者の専門性が生かされやすい	・専門性に焦点があたりすぎて、学校運営等全ての学校に共通する評価項目への関心が薄れる恐れがある

評価チームの編成方法



第三者評価機関による鳥取県立学校評価実施要領（素案）

鳥取県教育委員会

1 趣旨

この要領は、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、鳥取県立学校（以下「学校」という。）に対し実施する第三者評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 評価の目的

評価機関が行う評価は、各学校の自己評価及び外部評価に基づき、以下のことを目的に実施する。

- (1) 教育に識見等を有する者等が、定期的に学校を評価することにより、学校の教育活動の水準の維持及び向上を図るとともに、各学校が設定した目指す学校像（ミッション）、その達成に向けた教育目標及び具体方策の実現を図ること。
- (2) 評価結果を各学校の教育活動等に反映することにより、各学校の教育活動等の改善に役立てること。
- (3) 学校の教育活動等の状況を県民に明らかにすることにより、広く県民の理解と信頼を得て、魅力ある学校づくりを推進すること。

3 評価の基本的な方針

上記の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施する。

- (1) 学校の個性の伸長や教育活動の向上に資する評価
評価機関は、評価項目や評価基準を設定し、各学校の教育活動等の総合的な状況について評価を行う。
評価機関が評価項目や評価基準を設定し評価を行うに当たっては、各学校の個性や特色が十分に発揮できること及び画一的な評価とならないことに留意し、各学校の教育目標や教育方針、生徒の実態や教育活動の成果などを踏まえて行う。
- (2) 専門家等を中心とした評価
学校の教育活動等を適切に評価し、教育活動等の改善に資するため、教育活動に関し識見を有する者を中心とした委員により評価機関を組織し、評価を実施する。
- (3) 透明性の高い開かれた評価
評価結果を広く県民に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とする。また、評価委員会は、評価の経験や評価を受けた学校等の意見を踏まえ、評価システムの改善に努める。

4 評価の実施体制

- (1) 評価機関の組織
評価機関は、評価委員会、評価チーム及び評価事務局で構成する。
- (2) 評価委員会の設置
評価委員会は、教育活動に関し識見を有する者を中心とした有識者8名程度の評価委員で組織し、評価委員の互選により委員長を置く。委員長は、評価委員会の会務を総括する。
- (3) 評価委員の選任
評価委員は、教育活動に関し識見を有する者で、学校や教育委員会に直接利害関係のない者から選任し、教育委員会が委嘱する。
- (4) 評価専門委員の選任

各学校の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、評価委員とは別に、学校の状況に応じて教育に関する様々な分野に専門性を有する学識経験者等を評価専門委員に選任することができる。評価専門委員は教育委員会が委嘱する。

(5) 評価チームの編成

評価委員及び評価専門委員3名程度と事務担当者（指導主事）1名で、一つの評価チームを編成し、4チーム程度で評価を実施する。

各評価チームには、評価委員の中から委員長が指名したチーム長を置く。チーム長は、各評価チームの業務を総括する。

(6) 評価事務局の設置

評価事務局を教育委員会内に置き、事務担当者（指導主事）を配置する。

(7) 評価委員に対する情報提供等

評価をより実効性の高いものとし、客観的、専門的な立場からの信頼性の高い評価を実施するため、教育委員会は評価委員に対し、各学校の教育目的、内容等について、必要な情報提供や説明を行う。

5 評価の内容

(1) 自己評価、外部評価についての評価

評価委員会は、学校の自己評価、外部評価及び学校改善の取組が適切に行われているか評価を行い、学校の更なる自己改善の取組を促進し、学校の自己評価等を補完する。

(2) 評価委員会が設定した評価項目等に基づく評価

評価委員会は、5(1)の評価のほか、評価委員会が設定した評価項目により評価を行い、学校の教育活動の向上や改善を図る。

なお、評価委員会が学校の教育活動全般を逐一仔細に検証、評価を行うことは、人力的、日期的にも困難であるため、学校及び教育委員会が随時検証し、改善を図るものとする。

6 評価の方法

評価委員会は、各学校から提出される自己評価表や重点目標等に係る報告書、学校訪問による視察や学校長等との協議等に基づき評価を行う。

(1) 評価対象校

各学校の設定する中期的な目標への取組状況と成果が明確になる期間を考慮し、評価委員会は、各学校に対し3年間に一度評価を行う。

評価委員会は、校種、学科等を考慮し、全ての学校を4グループ程度に区分し、1つの評価チームがそれぞれ3校程度を評価する。

(2) 学校訪問

評価委員会は、評価対象校に対し、事前に評価項目、重点的に行う評価内容、評価基準等の内容を通知する。

評価チームは、重点目標の達成状況や課題解決への取組状況等に関して評価を行うため、評価対象校を年2回程度訪問し、管理職との協議、教職員や保護者・生徒との話し合い、授業等の視察等を実施する。

学校訪問にあたっては、事前に評価チーム内において、評価対象校に関する情報の収集・整理と共有化に努める。

(3) 評価書の作成

各評価チームは、評価対象校について、自己評価表をはじめ学校訪問で把握した情報、諸状況や学校から提出された文書等に基づき評価原案を作成し、評価対象校に事実確認等を照会した上で、評価案を評価委員会に提出する。

評価委員会は、評価チームから提出された評価案の内容を検討し、必要に応じて評価チームと協議の上、修正を加え、評価書を決定する。

評価委員会は、評価書を評価対象校及び教育委員会に交付する。

7 評価結果の活用

(1) 学校での活用

評価書の交付を受けた学校は、評価書の内容を踏まえた改善方策等を取りまとめた「第三者評価改善計画書」(様式〇)を作成し、評価委員会に提出するとともに、学校運営の改善に活用する。

(2) 教育委員会での活用

評価書の交付を受けた教育委員会は、学校の支援及び施策の充実に活用するとともに、学校から提出された「第三者評価改善計画書」の進捗状況等を随時把握し、必要に応じて学校に対し指導・助言を行う。

8 評価の公表

評価委員会は、評価書の内容をホームページ等を通じて県民等へ速やかに公表する。公表に当たっては、個人情報の保護について十分に留意する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第三者評価機関による鳥取県立学校評価のスケジュール

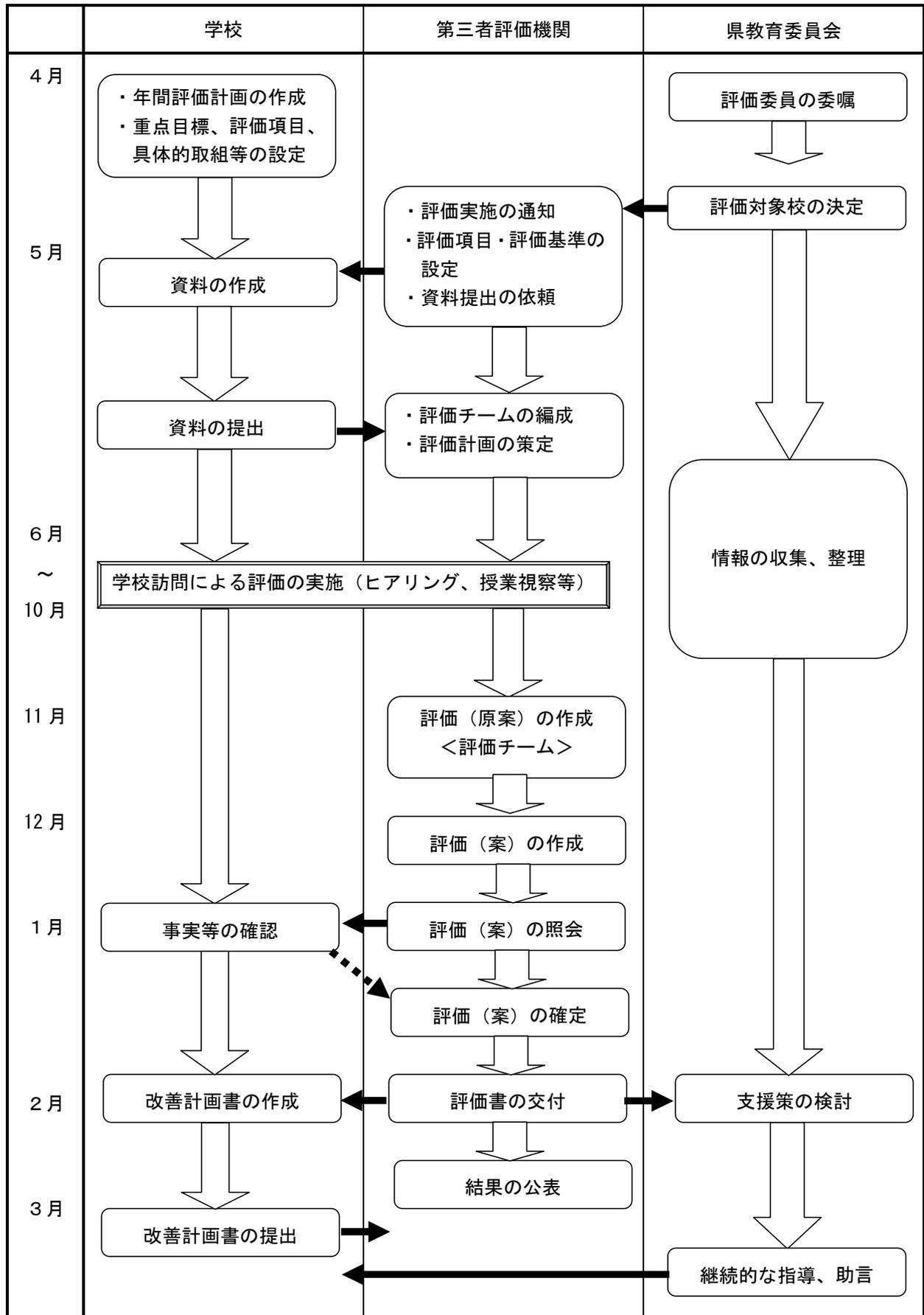


図1 評価機関の組織図

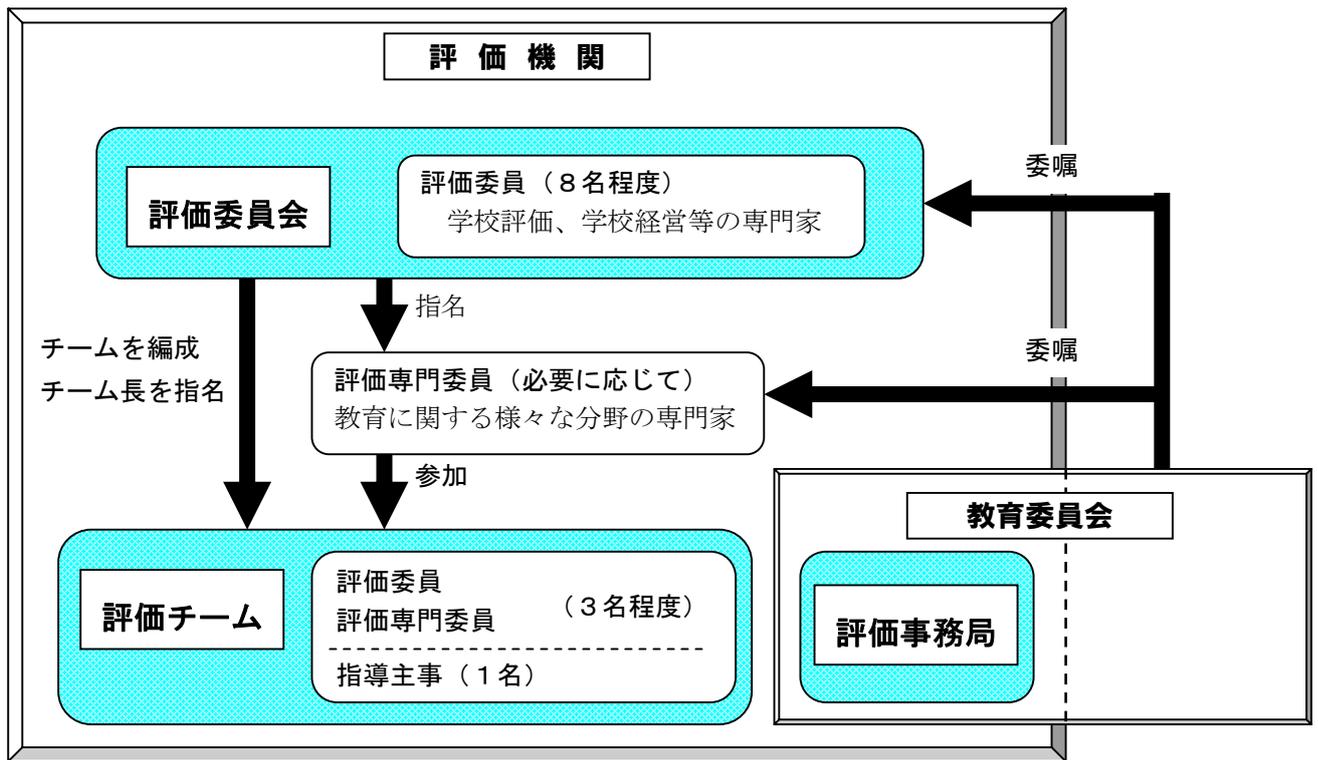


表1 自己評価・外部評価の現状と課題

現 状	課 題
自己評価における評価項目、評価基準の設定や評価の活用に専門的な指導・助言が不足	教職員・外部評価委員に研修が必要
外部評価委員に専門性を求めることが困難	教育委員会の指導主事に学校評価に関する高い専門性が必要
外部評価委員が日常の教育活動を見ることは難しいため、すべてについて十分な評価を行うことは困難	専門的な立場からの評価の導入が必要

表2 教育委員会と評価機関の役割分担

役 割	分 担
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員・外部評価者に対する学校評価の手法・活用についての研修を行う ○ 学校から提出された「年間評価計画」、「自己評価表」、「外部評価報告書」及び「評価結果」等の分析・考察を行い、指導・助言や人的・財政的な支援を行う ○ 特別な事情のある学校に対して、学校評価に関する指導・助言等の支援を行う ○ 評価機関による意見・提言に基づいて、学校への効果的な支援を推進する 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価・外部評価の妥当性について、専門的見地からより客観的に評価する ○ 学校に対しては、学校経営や教育活動の改善について、また、教育委員会に対しては、学校への支援について、それぞれ、意見・提言を行う 	評価機関

表3 評価項目の一例

大項目	小項目
学校評価の充実・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の共通理解の状況 ・教育目標の設定と自己評価の実施状況 ・外部評価の実施状況 ・評価結果の公表状況 <p style="text-align: right;">など</p>
学校運営の充実・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の状況 ・教職員の意欲・資質及びその向上に向けた取組状況 <p style="text-align: right;">など</p>
学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学力の状況 ・教育課程の編成の状況 ・授業改善の取組状況 ・授業外の学習指導の状況 <p style="text-align: right;">など</p>
生徒指導の充実・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上の諸問題の状況 ・生徒指導体制の状況 ・生徒理解に必要な情報の収集・活用の状況 ・関係機関との連携の状況 <p style="text-align: right;">など</p>
進路指導の充実・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望及び決定状況 ・進路指導体制の状況 ・勤労観・職業観の育成に向けた取組状況 ・地域社会・企業等との連携協力の状況 <p style="text-align: right;">など</p>
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の整備状況 ・関係機関との連携の状況 <p style="text-align: right;">など</p>
家庭・地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域住民との連携協力の状況 ・保護者・地域住民の意見・要望等の状況 ・情報公開の状況 <p style="text-align: right;">など</p>

第2回・第3回・第4回学校運営分科会
「県立学校における第三者評価」に係る
説明・審議の概要について

平成20年2月7日
高等学校課

第2回（平成19年11月7日）

1 学校評価の取組

(1) 説明の概要

- ・小中学校、高等学校、特別支援学校の学校評価の取組状況を説明。
- ・小中学校は市町村教育委員会を支援するという立場で働きかけている。外部評価委員会の設置や自己評価結果の公表が課題。
- ・高等学校は、平成19年度は全校で外部評価を実施。外部評価委員の提言に対して具体的な改善策を策定することが必要。
- ・特別支援学校は高等学校と同じ歩調で進めている。外部評価委員の具体的な提言がありがたい。

(2) 委員の主な意見等

- ・外部評価の手法や評価者のレベルの統一、外部評価と第三者評価の違い等について質問が出た。

2 国における学校の第三者評価の実践研究について

(1) 説明の概要

- ・国が試行実施した第三者評価の概要について第三者評価委員が説明。4人の委員が1校を3日間で訪問。事前評価シートによってスムーズに聞き取りができた。学校が重点目標を絞らないと、評価のための評価に陥ってしまう危険性がある。
- ・第三者評価を受けた側として、三朝町教育委員会の指導主事が概要を報告。事前評価シートは30項目について5段階で評価したり、記述したりして提出。かなりの資料になったが、焦点を絞って学校を見てもらえたのはよかった。調査報告書にもう少し具体的な記述がほしい。年に1回だけでなく、できれば2回見てほしい。

(2) 委員の主な意見等

- ・第三者評価が多くのプロの目で見られて学校現場の刺激となることを期待する。
- ・校長、教頭の説明だけでなく、直に子どもの話を聞くことも大切なこと。
- ・実施回数については、自己評価もあるので、バランスが大切ではないか。
- ・市町村教育委員会の教育委員が第三者評価に準じるものをするのがよいではないか。

3 県立学校における第三者評価の考え方について

(1) 説明の概要

- ・第三者評価には3つのタイプ（自立改善型・設置者点検型・市場原理型）がある。鳥取県としては自立改善型を基本として、設置者点検型と市場原理型の長所も総合していく。
- ・評価チームの編成の仕方には2つある。一つの評価チームがいろいろな校種を評価するやりかた。もう一つは、校種ごとのタイプに合わせた評価チ

ームを編成するやりかた。評価チームの編成の仕方と評価項目の内容とは関係があるので、このことについては次回に詰めていきたい。

(2) 委員の主な意見等

＜第三者評価委員の人選＞

- ・教育関係と別の視点、観点をもった方に評価していただくということも緊張感があってよいのではないか。

＜評価の仕方＞

- ・総合評価に5段階評価を取り入れると、3という評価をどう扱うかという問題が出てくる。学校がもうちょっとがんばろうかと思うような評価をしようとするならば、4段階評価の方がよいという考え方もある。

＜第三者評価の3つのタイプ＞

- ・子どもたちが思っている一番分厚いところを参考にして、何がしかの形で自立改善の中に取り入れ、その外に第三者評価も受けるというような総体で考えてはどうか。
- ・自立改善型でよいと思うが、それぞれのメリット・デメリットを整理するとこれで行こうというのがよく分かるのではないか。

＜評価チームの編成方法＞

- ・二つのタイプのメリット、デメリットを整理して次回に示してほしい。
- ・一人はキーマンとして、全てに参加するような人を作ると、一定の水準が保てるのではないか。

第3回（平成19年12月18日）

1 県立学校における第三者評価について

(1) 説明の概要

- ・前回課題となった第三者評価の3つのタイプにおけるメリット・デメリットと、評価チームの2つの編成方法におけるメリット・デメリットについて説明。
- ・第三者評価機関による鳥取県立学校評価実施要領（試案）について概要を説明。評価の基本的な方針としては、各学校の個性や特色が十分に発揮でき、画一的な評価とならないことや、評価結果を県民に広く公表することなどを大切にする。評価チームは評価委員2名程度と事務担当者1名で編成し、4チーム程度で評価を実施。3年に1回程度評価対象校になる。評価対象校を評価チームが年2回程度学校を訪問する。評価委員会は評価書を評価対象校及び教育委員会に交付する。評価委員会は、評価書の内容をホームページ等を通じて県民等に速やかに公表する。

(2) 委員の主な意見等

- ・学校の設置目的が達成されているのかどうかを見るということが基本的なところで、それは学校種が違って変わらない。
- ・評価者は1チームに3名いたほうがよいのではないか。2名だと、評価が割れた場合にどうするかという問題が出てくる。
- ・評価チームによって評価レベルに甘い辛いがあったりするのではないか。
⇒評価委員会で評価項目や評価基準の統一を図っていく。
- ・公表する目的は「生徒をよくする、学校をよくする」ことにある。そのために保護者をどう巻き込んでいくかを考えることが大切。

- ・ 評価の公表は、総合評価ではなく項目別に示すのがよい。
- ・ 公表を考えると統一した評価基準の方が分かりやすいのではないか。
- ・ 3年に一度というのでは、評価のスピード感が足りないのではないか。悪いところはどんどん変えていくのがよい。
- ・ 3年に1回の評価ということは、長期目標に対する評価だと考える。

第4回（平成20年1月30日）

1 第三者評価機関による鳥取県立学校評価実施要領（試案）について

（1）説明の概要

- ・ 前回からの変更点は2点。1点目は「評価チームの編成」について、「評価委員、評価専門委員」の人数を「2名」から「3名」とした。2点目はスケジュールを前回提示したものより1ヶ月前倒ししたこと。
 - ・ ①評価チームの編成方法として、学校タイプに関係なく評価チームを編成するのがよいか、学校タイプに応じて評価チームを編成するのがよいか
 - ・ ②学校評価のスケジュールをどのようにしていくか
- ということをはじめ、実施要領（試案）全体をみてご意見をいただきたい。

（2）委員の主な意見等

<評価チームの編成方法>

- ・ 学校タイプにこだわらないが、評価委員が評価しやすいようにしたらよい。
- ・ 評価項目について、満遍なくやるなら学校タイプに関係なくやればよいし、専門的などころを突っ込んで評価するのであれば学校タイプに応じた評価チームがよい。
- ・ チーム構成が最も重要。

<評価委員の人選>

- ・ 評価委員は多い方がよい。
- ・ 1つの評価チームの中で、2人はその科の内容に精通している人、もう1人はバランス感覚を持った人がよい。
- ・ 専門高校の評価委員のうちの1名は、普通科のこともよくわかっている人がよい。また、今後必要とされる教育の内容を見越して評価できる人も必要である。
- ・ いろいろな学校を見ておくと、気づくことがたくさんある。

<第三者評価のサイクル、日数>

- ・ 3年に1回は適当。
- ・ 3日間あれば何とか評価できる。日数をかけたらよい評価ができるというものでもない。
- ・ 中間評価も必要ではないか。

2 第三者評価の評価項目、評価基準について

（1）説明の概要

- ・ 文部科学省が実施している「平成19年度学校の第三者評価に関する実践研究」の資料及び県で考えた評価項目の一例を参考資料としている。また、本日「学校の教職員の職務、校務及び教育活動について」の資料も配布した。
- ・ 県立学校における第三者評価を行う場合、是非必要な項目は何か、学校の教育活動のどの部分をどのように評価すべきか、ご意見をいただきたい。

(2) 委員の主な意見等

<評価項目>

- ・「教育目標と学校評価の状況」ははずせない。
- ・「組織運営等の状況」の部分は、学校関係者評価では評価しにくいので第三者評価での評価が必要。
- ・教員の資質向上と校長のマネジメントという点で、「組織運営等の状況」ははずせない。
- ・「学校と学校（他校種）の連携」という項目が必要。
- ・3年間の社会環境や地域環境の変化に学校が対応できているかという観点も大切。「教育目標の設定と自己評価の実施状況」の中で評価すればよい。
- ・「教育課程」については、専門家でないと評価できないのではないか。

<公表、その他>

- ・公表を前提としているのならば、より分かり易い表現方法にすべき。
- ・第三者評価が全てを背負うことはできない。あくまでメインは学校。第三者評価は、自己評価とそれを支える学校関係者評価がうまくできているかを評価するスタンスで。

3 評価書の在り方について

(1) 説明の概要

- ・第2回のこの会で三朝町から示された「平成18年度第三者評価試行調査報告書（抜粋）」と先進県である埼玉県の評価書（例）を参考に、どのような評価書が学校として活用しやすく、学校教育の改善に役立つか、現場の意見も含め、委員の皆さんから自由にご意見を伺いたい。

(2) 委員の主な意見等

<大学の評価書>

- ・点数化されているものと、されていないものがある。評価項目があって、まず大学が自己評価し、それに対して評価機関から質問があり、調査に入る。学生や教職員から聞き取り調査をしている。

<評価書の在り方>

- ・第三者評価で出てくるような課題は自己評価でも出てくる。それを改善に結び付けているかが問題。
- ・学校としては、やるからには、課題と提言がほしい。
- ・評価は点数で表す方がよい。それを裏付けるものとしての講評でなければならない。点数は、評価の目線を合わせる意味でも必要。
- ・ホームページで公表する部分と学校に伝えて改善を図る部分を仕分けすることが必要ではないか。
- ・公表するのは、総合評定と講評だけにしてはどうか。
- ・資料はいったん作成したら、請求があれば情報公開の対象になる。
- ・これから評価を確立していかなければならないので、どういう基準でどう判断したかを公表することが必要。何のための第三者評価か。試行の段階からどんどん公表し、堂々とやったらよい。
- ・学校の自己評価は全部公表している。辛いところもあるが、第三者評価の内容は、職員も知らなくてはならないし、県民にも知ってもらう必要がある。